

地域連携ネットワークワーキンググループ 第1回（令和3年4月14日）
結果概要

- 1 有識者等による報告のテーマ
「中核機関の取組と社会福祉協議会の権利擁護支援」

- 2 有識者等の報告（概要）

【尾張東部権利擁護支援センター長 住田敦子氏】

地域連携ネットワークの形成に関する取組のほか、中核機関によるコーディネートと地域連携ネットワーク構築による効果の報告があった。

【全国社会福祉協議会地域福祉部長 高橋良太氏】

権利擁護支援に関する取組のほか、K-ねっとの相談を通じて見えてきた課題や、地域における総合的な権利擁護体制の構築に向けた課題の報告があった。

- 3 委員の主な意見

【連携の強化や行政等の対応の強化について】

- ・ 権利擁護の仕組みが重層的に整えられていくことが重要。一次相談を受ける機関と一次相談機関から相談を受ける中核機関との連携が重要。
- ・ 情報交換のための中核機関同士の横のつながりが必要。
- ・ 相談機関が中核機関につないでいるかチェックする取組も重要。
- ・ 行政機関が継続的に責任を持って中核機関の取組みに関与する仕組みが重要。
- ・ 中核機関に委託してよい事項の目安や基準、委託した場合の行政の主体性の確保が重要。
- ・ 家庭裁判所との連携ポイントは、定期的勉強会などによる顔の見える関係づくり。家庭裁判所の積極性も重要。
- ・ 架空事例を用いた家裁と中核機関の意見交換等を通して地域の実情に合った受任調整のあり方を考えていくことが中核機関の課題。
- ・ 本人を取り巻く関係者が制度を理解できる広報が重要。
- ・ 支援が必要な方の潜在的なニーズを把握して、制度を利用するためのルートに載せていくかにはどうしたらよいか、検討が必要。
- ・ 公証人が地域連携ネットワークの中に位置付けられるとよいのではないか。
- ・ 人事異動で担当者が替わっても取組が継続されるような工夫、研修等が必要。広域連携では、人事異動があっても残っている人がいるため、取組に継続性がある。
- ・ 山間部、離島といった過疎地域でも権利擁護の取組を進めていくためには、ク

ラウドシステムや、オンラインの活用が重要。

- ・ K-ねっとの取組について、これと同じように都道府県版、複数都道府県版の相談の受け皿も必要になるのではないか。

【当事者の制度利用への意見の把握について】

- ・ 当事者の制度利用に関する意見を吸い上げる場、システムが重要。

【日常生活自立支援事業について】

- ・ 日常生活自立支援事業について、都市部では待機者が出ている。構造的な問題があるのではないか。
- ・ 待機には人員体制、予算の問題、県社協からの委託に起因する問題があるのではないか。
- ・ 待機者がいるため、日常生活自立支事業についての広報ができない、掘り起こしができないということが起きている。
- ・ 日常生活自立支援事業は都道府県社協の事業となっており、市町村の主体性がない。
- ・ 日常生活自立支援事業と成年後見制度の一体的運用、協調が課題。

地域連携ネットワークワーキンググループ 第2回（令和3年4月21日）
結果概要

- 1 有識者等による報告のテーマ
「日常生活自立支援事業と市民後見・法人後見」

- 2 有識者等の報告（概要）

【伊賀市社会福祉協議会事務局長 田邊寿氏】

日常生活自立支援事業について、支援の例、果たしている役割、課題の報告があった。

【一般社団法人権利擁護あおい森ネット代表理事 三上富士子氏】

障害者支援を中心とした法人後見について、取組状況、法人後見・中核機関の課題の報告があった。

【名古屋市社会福祉協議会権利擁護推進部 高橋健輔氏、名古屋市市民後見人岡田雅美氏】

報酬を得ない市民後見人の活動と法人後見監督について、取組状況、市民後見活動の取組を広げるための提案の報告があった。

- 3 委員の主な意見

【日常生活自立支援事業について】

- ・生活支援員をどう確保するのが課題。市民後見人の養成研修を受けた人を活用・マッチングできないか。
- ・生活支援員の年齢が高齢化している。普通の市民感覚での支援であれば、幅広い年齢層の参加を促す仕組みも必要。
- ・日常生活自立支援事業等の意思決定支援を軸にした制度の再構築について、予算面、人材面を含めた強化が必要。成年後見制度と日常生活自立支援事業は、同時に使う場合もあり、連携のための仕組み設計が必要。
- ・日常生活自立支援事業は意思決定支援と重なる部分があり、重要。
- ・事業の運営の仕組みを地域連携ネットワークの中でどう活用するか検討が必要。
- ・事業を実情に沿って見直し、体制整備されることに期待。
- ・成年後見制度との一体的な利用のためには、家庭裁判所等成年後見制度に関わる機関での日常生活自立支援事業の理解が重要。

【市民後見について】

- ・活用ではなく、住民の参加・参画と捉えることが必要。
- ・市民後見人の役割は多様で市民後見人を中核に据えた体制整備が重要。全市町村による市民後見の育成が、中核機関の発展の鍵を握っている。
- ・地域づくり、共生社会への貢献が大きい。名古屋市社協のような先進的な取組が各地に広がればよい。
- ・人口が少ない地域については、都道府県が市民後見の活動を進めるリードをすべき。
- ・市町村による市民後見人活動についての周知が重要。
- ・市民後見人は意思決定支援との親和性が高い。意思決定支援は地域住民を巻き込みながらバックアップしていくもの。市民後見人養成研修修了生が意思決定支援のような様々な場で幅広く活躍できるようにすることが必要。

【法人後見について】

- ・法人後見の役割は地域によって異なる。財源の保証を含めて、法人後見、市民後見、専門職等の担い手のあり方の議論が必要。
- ・法人が解任されると欠格事由で全件解任となり影響が大きい。後見人への不服について、解任申立以外の、調停、審判といった中間的紛争解決の仕組みの検討が必要。
- ・地域の支え合いという観点の法人後見と、虐待事案や触法事案等受託が困難なケースを受ける法人後見がある。困難なケースは、法人後見なのか別の形なのかわからないが、パブリックガーディアン的な行政が強く関与する仕組みが求められているのではないか。
- ・後見報酬を得られるのは後見開始1年後であり、法人後見を担う組織を立ち上げた初期費用をどうしていくのか、考えることが必要。

【その他】

- ・当事者への制度の普及啓発は、何をしてもらえるのか、誰がどう支援するのか、利用者の負担の3つの情報だけでいい。
- ・日常生活自立支援事業、市民後見、法人後見について、地域の限られたリソースの中でどう体系づけていくのか大きな課題。
- ・仮に民法改正を視野に入れて議論する場合は、日常生活自立支援事業でサポートしつつ、スポットで成年後見制度を活用することもあり得る。

地域連携ネットワークワーキンググループ 第3回（令和3年4月28日）
結果概要

1 有識者等による報告のテーマ
「都道府県の役割と機能」

2 有識者等の報告（概要）

- 【宮崎県福祉保健部長寿介護課医療・介護連携推進室長 津田君彦氏】
成年後見制度利用促進体制整備の取組、今後の方向性や課題についての報告があった。
- 【大阪府福祉部地域福祉推進室地域福祉課企画推進G委員 辰巳貞江氏】
社会福祉法人の社会貢献の取組を活用した法人後見の取組についての報告があった。
- 【香川県社会福祉協議会地域福祉課長 十河真子氏】
権利擁護支援ネットワーク構築に向けた取組、今後の取組の方向性についての報告があった。

3 委員の主な意見

- 【都道府県の役割について】
- ・中核機関整備のための都道府県の役割は、成年後見制度の利用促進を権利擁護支援全般の中に位置付けて取り組むよう市町村に働きかけること、各地における課題を可視化して市町村に働きかけるため実態調査を行うこと、各地の実状を把握した上で市町村に対して継続的に支援・助言・提案を行うことである。
 - ・今日発表のあった取組を踏まえ、各都道府県も取り組んでほしい。
 - ・受任調整は家庭裁判所と連携するものであり、都道府県が担える役割もあるのではないか。
 - ・都道府県には、各種の意思決定支援ガイドラインについて、プランを組んで地域の関係者や支援者に適切に周知するという役割があるのではないか。
- 【法人後見、市民後見等の担い手について】
- ・法人後見、市民後見、専門職後見、親族後見それぞれの位置付けについて、俯瞰的、体系的に検討する必要がある。
 - ・本人の資産状況に応じて適切な後見人の類型を検討し、報酬を負担できない人については（社会福祉法人の社会貢献の）法人後見を無報酬で実施するという対応は、支援対象者の支援ニーズを見落とすおそれがあり、実施するに向けては難しい問題がある。

- ・人材不足や資金不足で法人後見に乗り出す社会福祉法人が少ない。無報酬での法人後見だけで担い手の増加につながるのかは検討課題。
- ・対応が困難で本人の資力が乏しいケースは諸外国の法定後見でも多数を占めている。公的財源の確保も視野に入れながら全国的な支援体制を検討する必要がある。
- ・養成された市民後見人が活躍できるよう原因を把握して対応を検討すべき。

【任意後見制度の利用促進について】

- ・成年後見制度の利用促進は、法定後見と任意後見の利用促進で成り立っている。任意後見は意思決定支援の観点から重要。

【その他】

- ・大きな課題は担い手と財源の確保。都道府県レベルだけで解消できるものではない。

地域連携ネットワークワーキンググループ 第4回（令和3年5月6日）
結果概要

- 1 有識者等による報告のテーマ
「権利擁護支援と包括的・重層的な支援体制」

- 2 有識者等の報告（概要）

【岡山市 保健管理課 副主査 松岡克朗氏】

包括的・重層的支援体制との連動による権利擁護支援の体制整備について、取組の成果と取組における重要な観点の報告があった。

【中土佐町健康福祉課 吉岡美紀氏、中土佐町社会福祉協議会 有澤希望氏】

包括的・重層的支援体制との連動による権利擁護支援の体制整備について、取組の成果と今後の課題の報告があった。

【大阪市福祉局生活福祉部地域福祉課相談支援グループ 相談支援担当課長 松藤栄治氏】

既存のネットワークや家庭裁判所等との連携、中核機関の取組紹介に加え、虐待等防止における成年後見制度活用の効果と課題についての報告があった。

- 3 委員の主な意見

【相談機能等について】

- ・相談場所・話せる場所のハードルを下げる必要がある。
- ・相談場所が、全国で同様に構築されることが重要。
- ・相談支援体制ができてはなお、孤立する人への支援の検討が必要。

【重層的支援体制整備事業の交付金について】

- ・重層的体制整備支援事業の交付金の中に、成年後見制度利用促進に関する事業も含めるべき。
- ・市民が市民を支える仕組みの充実が重要。好事例の共有が必要。

【関係機関の連携、情報共有等による対応について】

- ・重層的な支援に関わる全ての関係者が、意思決定支援・権利擁護支援についての共通理解を得る機会や場づくりが必要。関係者同士の情報共有の場や連絡調整の工夫、紛争が生じた場合の適切な対応等の体制整備が必要。
- ・相談をつなぐための相談受理簿の点検や、本人が支援会議に入る取組は効果的。
- ・包括的、重層的支援から成年後見につないだ後の、伴走支援の継続が重要。
- ・重層的支援体制整備事業を各地域でカスタマイズできるように、情報交換できる

場作り、顔の見える関係づくりが大事。

- ・ ネットワークの重層化による関係者の増加においても、関係者が当事者の視点を失わないような、情報共有時の工夫が必要。

【権利擁護支援の定義等について】

- ・ 権利擁護支援の概念を明確にすることが必要。
- ・ 自分の権利についての主張が難しい方、弱い方の意思決定支援や、権利の実現が侵害されているのであれば救済する、というのが権利擁護の狭義の意味。重層的支援体制での全ての相談支援の基盤は権利擁護。
- ・ 誰のための権利擁護かを押さえる必要がある。

【行政の関わりについて】

- ・ 行政責任に基づく権利救済のための成年後見制度利用は重要。国・都道府県・市町村で、権利擁護支援を進める仕掛けやツールの議論が必要。

【ネットワークのあり方について】

- ・ 地域連携ネットワークの中での各関係機関の一体的連携が必要。
- ・ 認知症施策に関係するチーム等と成年後見関係の連携も重要。
- ・ 地域共生の中に成年後見をどう埋め込むのか、成年後見は地域共生や権利擁護の中でどのような役割を果たせるのか、多機関協働事業の中での裁判所の位置づけの明確化が課題。
- ・ 市町村の規模にかかわらず、複雑な課題・隙間の課題に取り組む包括的支援体制整備が重要。
- ・ 単独市町村での体制整備が難しい場合は、県や国の支援が必要。

【中核機関と家庭裁判所の役割について】

- ・ 司法と行政の、保全申立ての認識の差について、議論が必要。
- ・ 虐待事案等において後見人が孤立しないための支援について、家庭裁判所の位置付けも考えた体制整備が必要。

【市民後見人について】

- ・ 市民後見人のカリキュラムの現状把握、あるべき姿の議論が必要。

地域連携ネットワークワーキンググループ 第5回（令和3年5月12日）
結果概要

1 有識者等による報告のテーマ
「新たな支え合いの検討」

2 有識者等の報告（概要）

【社会福祉法人本別町社会福祉協議会 笹川和哉氏】

権利擁護・生活支援等の一体的な取組、地域福祉ネットワークの紹介、「あんしんサポートセンター」の取組、取組における重要な観点の報告があった。

【日本生命保険相互会社総合企画部ライフサポート事業課長 笠原有子氏、一般社団法人シニア総合サポートセンター副理事長 谷川賢史氏】

権利擁護支援や生活支援サービス等に関する事業の取組状況や、任意後見制度の普及のための重要な観点についての報告があった。

【日本地域福祉ファンドレジングネットワーク COMMNET 理事長 久津摩和弘氏】

権利擁護支援におけるファンドレイジング等民間資金の活用の効果や、福祉分野で民間資金の活用を促進するための重要な観点についての報告があった。

3 委員の主な意見

【制度や地域連携ネットワークとの連携について】

- ・民間団体による生活支援等は、公的利用の入口として効果的。金融機関の柔軟な対応、民間事業者の支援等の拡大に前向きに取り組む時期。
- ・権利擁護については、日常的な入口支援が大事。様々な支援を行う民間団体と、地域包括センターや中核機関等の連携について、議論が必要。
- ・地域連携ネットワークの中で入院・入所時等の包括的な保証を求めない地域を作り、本来必要な権利擁護支援を行うことが重要。
- ・特定の人に包括的な保証を求めるとはなく、求められる機能を細分化し、公益団体が他機関と連携して進めるほか、移行型任意後見契約や事業者の支援等の活用により、多様な形・主体で支援を行うことが必要。
- ・新たな支え合いのプレイヤーを探す前に、権利擁護についての地域課題を抽出し、自発的な地域の取組を、地域に根付いた形で育てることが必要。
- ・権利擁護支援に関する事業展開では、信頼関係の構築、活動財源の確保、住民理解が重要。地域住民の相互の助け合いの基盤は公私協働。
- ・特に都市部では、民間が地域で役割を果たす場合の仕組みや配慮の検討が必要。住民の権利擁護ニーズ、地域福祉ベースの展開が重要。
- ・住み慣れた町で暮らしていける体制づくりが重要。それを実現するために、地

域の実情に応じてネットワークがつくられるべき。

【司法との連携について】

- ・民間団体等が重層的な権利擁護支援を行う際に、家庭裁判所を含め、司法とどのように連携し、成年後見制度を位置づけるかが課題。
- ・判断能力の有無に関わらず高齢者への支援を拡大していくための、司法との広い連携が必要。裁判所を中心として民間の法律家との連携を促すことも重要。福祉・行政と司法との連携強化WGでも議論する。

【信頼性、透明性の向上方策について】

- ・民間団体の料金設定については、それが適切なものかチェックする機能やサポート機能が必要。今後、民間団体も関わる中で、地域の権利擁護支援ネットワークの中に、こうした機能が必要。
- ・民間団体による権利擁護支援を進めていくためには、事業の透明性・公平性・信頼性向上が必要。地域連携ネットワークへの参画、法人の適格性や利益相反の課題をクリアするためのルールの策定等の仕組みについて国としての検討、研究が必要。サービスの内容と対価の明確化等による透明性の担保、預託金の分別管理等のチェック、行政がどう関わるかの議論が必要。国でモデル事業等を実施し、実効性を検討することが必要。

【寄付、活動資金について】

- ・ファンドレイジング等、新たな支援が必要。
- ・非営利活動での資金調達等での民間活力の利用には、外部評価の検討が必要。
- ・後見制度利用者の遺贈については、利益相反性を排除した公的な仕組みを都道府県で整備する検討が必要。例えば、公益信託を整備し、その給付金を市民参画型の権利擁護活動の基盤に充てる。具体的には、市民後見人の養成研修、市民後見人が参加する法人後見実施団体への助成、市民や親族の後見活動に関する専門職の相談支援の費用助成等に充てることが考えられる。

【情報発信・周知について】

- ・多様な参加の促進には、現場が必要とする支援の情報発信が必要。
- ・民間団体の取組が全国の当事者に伝わる多様な周知が必要。

【その他】

- ・高齢者等の暮らしや家計を総合的に支援することが重要。総合性を一つのキーワードとして今後検討することが必要。

地域連携ネットワークワーキンググループ 第6回（令和3年5月20日）
結果概要

- 1 有識者等による報告のテーマ
「多様な主体の参画①<各種専門職団体>」

- 2 有識者等の報告（概要）

【日税連成年後見支援センター副センター長 高澤圭一氏、副センター長 信太貢氏】

税理士としての成年後見への関わり方、日税連における後見人養成・支援等の取組、地域連携ネットワークへの参画状況、今後の課題や方針の報告があった。

【一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター理事 曾根寧之氏】

成年後見制度に行政書士が関わる意義、成年後見制度の担い手となる行政書士の養成・支援の取組状況、果たすべき役割についての報告があった。

【公益社団法人 日本精神保健福祉士協会認定成年後見人ネットワーク「クローバー」運営委員会委員長 長谷川千種氏、副委員長 齋藤敏靖氏】

成年後見制度への取組、精神保健福祉士が成年後見に取り組む上での特性や課題、地域連携ネットワークの体制拡大に向けた論点についての報告があった。

- 3 委員の主な意見

【専門職後見人について】

（新たな専門職後見人として）

- ・ 3団体が地域連携ネットワークに参画し、成年後見の新たな担い手になることは重要。
- ・ 今後、専門職含め幅広い方に参加してもらうことが必要。
- ・ 行政書士、税理士は身上保護にも、精神保健福祉士は財産管理にも、それぞれ前向きに取り組むべき。

（全国的な取組とするために）

- ・ 専門職後見人の担い手として何が専門なのか、整理が必要。
- ・ 新たな専門職の参画については、参画によるメリットデメリット、担える役割の可能性等を整理し、各自治体に共有することが必要。

（共通して重要なこと）

- ・ 専門職、専門職団体としての共通する役割は、それぞれの職業倫理に基づいて行動し、後見人の質の向上に資すること。
- ・ 専門性が異なっても、共通の取組として、意思決定支援が重要。要は、

どの専門職が後見人になったとしても、本人の状況を理解して向き合うこと、チームとして取り組むことが重要。

- ・高齢者や障害者の特性を理解し、寄り添いながら、ネットワークで連携して支援することが基本。全国で同様の支援ができる体制が重要。

【各団体に求められること】

(都道府県等の窓口整理)

- ・税理士会、精神保健福祉士協会の窓口が都道府県単位でないことが、家裁との連携、地域との連携体制構築の上で課題。

(専門職後見人の登録者)

- ・専門職の後見人登録が少ない団体は、その点が課題。

(各団体の関わり方)

- ・団体に加入せずに後見活動をしている専門職に、団体に関わるのが難しいという見解であったが、団体による専門職後見人の後方支援が、後見活動の安心・信頼に繋がる。団体としての支援方法の検討が必要。
- ・過疎地域に専門職がいても、本業で忙しく後見の取組できない実態がある。過疎地域については、団体による積極的なサポートが必要。
- ・専門職団体が適切な受任・質の確保のスタンダードをつくり、さらに地域連携ネットワークごとの地域のスタンダードができることが理想。

【地域連携ネットワークについて】

(人材養成等について)

- ・専門職団体が会員の質の向上や意思決定支援の取組を推進することが必要。後見人に対する過度な期待が生じないように、中核機関として成年後見制度の正しい理解を促進することが必要。

(地域の体制への関与、体制構築)

- ・成年後見人・成年後見監督人の受任に限らず、中核機関等と連携しながら、親族後見人や市民後見人の相談支援体制に積極的に携わるなど、その専門性を生かした地域連携ネットワークへの貢献が重要。
- ・精神保健福祉士協会は、地域において障害者が使える福祉サービスに詳しいので、その点での活躍に期待。
- ・精神保健福祉士協会は、本人情報シート等も活用しながら、地域において実質的連携を福祉の専門職同士で進めていくことが必要。
- ・従来の三士会含め、第三者後見人・専門職後見人の後方支援体制を、地域連携ネットワークの中でどう構築できるか、専門職が継続して後見活動に従事できる仕組み作りが重要。

地域連携ネットワークワーキンググループ 第7回（令和3年5月26日）
結果概要

- 1 有識者等による報告のテーマ
「多様な主体の参画②〈民間団体・企業等〉」

- 2 有識者等の報告（概要）

【伊那公証役場 田畑 恵一氏】

任意後見制度の利用促進に関して伊那公証役場での取組の紹介に加え、公証役場でできること、果たすことができる役割についての報告があった。

【一般社団法人 日本金融ジェロントロジー協会 業務執行理事 山田 博之氏】

高齢顧客への適切なサービスを提供する担い手の養成や、広い視野で顧客の課題を把握・解決するための福祉関係機関との連携強化の取組の報告があった。

【津幡町地域包括支援センター 社会福祉士 山岸 里美氏】

中核機関における権利擁護支援に関する取組、地域のネットワークにおける自助・互助・共助・公助、民間や司法による支援との連携の取組みの報告があった。

- 3 委員の主な意見

【公証役場の役割等任意後見制度の利用促進について】

- ・ 成年後見制度や任意後見制度と遺言をセットにした周知・広報が効果的。高齢分野のみならず障害分野でも取り組むべき。
- ・ 法務省、法務局等他機関とも連携して周知、広報を行うことが必要。
- ・ 公証人、公証役場と地域連携ネットワークが連携することが重要。
- ・ 任意後見の入口となる公証人と、出口である裁判所、任意後見監督人となる弁護士、司法書士等の専門職がつながることで、制度の運用改善や制度自体の改善の意見なども出てくる。
- ・ 日本公証人連合会が、権利擁護支援にどう関わるか検討することで、過疎地域における公証役場と地域の連携が可能となる。

【金融機関のネットワーク参画について】

- ・ 本人を中心とした支援のため、地域包括支援センターや中核機関と金融分野が相互に理解し、連携を図っていくことが必要。
- ・ 金融機関が当事者の障害特性を理解し、意思決定支援をすることが重要。
- ・ 意思決定支援の丁寧な研修等が重要。
- ・ 多様な主体の参画の観点から、金融機関の参画、積極的関与は非常に重要。

- ・金融機関が権利侵害の実情を理解し協力することで、円滑な権利擁護支援の実施が可能となる。
- ・金融機関が福祉関係機関との連携のために意見交換を行うことは重要。
- ・金融分野では利便性とリスク、福祉分野では法的安定性を優先するという違いがある。何が顧客本位かを議論し、相互理解を進めることが必要。
- ・金融機関は任意後見等の普及を柱とする利用促進法等の趣旨を一層尊重することが必要。任意代理の活用については民法の文言のみに依拠せず、任意代理を活用しないという海外の知見も参照することが必要。

【地域の体制整備について】

- ・地域の特性にあった権利擁護支援の体制を整備することが必要。
- ・地域包括支援センターは最も身近な相談窓口。地域の身近な窓口を中心とした権利擁護支援を全国に拡大してほしい。
- ・意思決定支援等、地域における緩やかな互助のつながりや地域連携ネットワークを整備することが重要。
- ・支援が必要な課題について主体的に人が参画し、個別課題の解決から地域のネットワークを作っていくことが重要。後見、権利擁護支援についても地域と協働して参加支援を行っていくことが重要。

【新たな主体・取組について】

- ・地域連携ネットワークに新たに参画する主体や新たな取組について、参画初期には必ずしも完全に認識が共有されていないとしても、共通の目標である地域共生社会の実現に向けた取組を進める中で、各主体が役割を見つけていけばよい。
- ・新たな主体の参画・取組については、ネットワークを単に量的に拡大するだけでなく、ネットワークの理念や役割を質の観点から充実化する機会として前向きに捉えることが望ましい。
- ・新たな取組には、リスクや課題も伴い得るが、異なる価値観をもつアクター同士が実際の連携を通じて地域共生社会の確立という基本理念を共有していくことが重要。
- ・その上で、運用上の工夫、必要な法整備について検討することが必要。